

定 款

◎ 日産証券グループ株式会社

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当会社は、日産証券グループ株式会社と称し、英文では Nissan Securities Group Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. 商品先物取引法に定める商品先物取引業、商品先物取引仲介業およびその他業務
 2. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に定める商品投資顧問業務
 3. 金融商品取引法に定める金融商品取引業、金融商品仲介業およびその他業務
 4. その他の金融サービス業務
 5. 各種損害保険代理業務
 6. 経営コンサルティング業務
 7. 不動産売買、賃貸、管理、仲介業務
 8. 上記各号に関連または付帯する業務
- ② 当会社は、前項に関連または付帯する業務を営むことができる。

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都中央区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、9,000万株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の1単元の株式の数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項に掲げる権利
2. 剰余金の配当を受ける権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび株主の権利行使の手続については、取締役会の定める株式取扱規程による。

第11条（基準日）

毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第12条（招集）

定期株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

第13条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第14条（議長）

株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1人を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合、株主または代理人は総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

- ② 会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

- ③ 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第18条（議事録）

株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、20名以内とする。

② 前項の取締役のうち5名以内を監査等委員である取締役とする。

第20条（選任）

監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の選任は、株主総会において区別してこれを行う。

② 取締役（監査等委員である取締役を含む。）の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項にかかわらず監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第23条（招集）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

第24条（業務執行の委任）

取締役会は、その決議によって会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条（議長）

取締役会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により、これを定める。

② 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役と区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

第30条（監査等委員会）

監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

- ② 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第31条（招集）

監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに各監査等委員に対して発する。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

第32条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 計算

第33条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第34条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第35条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第36条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払の開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は支払義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附 則

第1条（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）

平成27年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第38条の定めるところによる。